

○いわき市スポーツ振興基金事業補助金交付要綱

平成16年3月31日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市スポーツ振興基金条例（昭和59年いわき市条例第34号）第4条第1項各号に掲げる事業を実施するものに対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地元開催競技大会事業（市若しくは教育委員会が共催又は日本スポーツ協会が主催する国際大会、全国大会、東北大会若しくは東北大会に相当する大会を市内で開催する事業をいう。）
- (2) 少年スポーツ普及育成事業（少年スポーツの普及又はスポーツ少年団の育成に関する事業をいう。）
- (3) 生涯スポーツ普及推進事業（市民の健康増進又は生涯スポーツの普及に関する事業をいう。）
- (4) 指導者養成事業（文部科学省、都道府県若しくは日本スポーツ協会が主催し、若しくは指導者を派遣する全国的若しくは国際的な研修会を開催する事業又は市内で研修会若しくは実技講習会等を開催する事業をいう。）

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する個人又は市内に所在する団体とする。ただし、指導者養成事業については、この限りでない。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる補助対象事業についてその補助対象者がこの要綱に基づく補助金以外の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該補助対象者に対しては、この要綱の規定による補助金は、交付しない。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象事業に要する経費のうち、この要綱において補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び内容は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助限度額及び補助率は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請書の提出期限等)

第5条 規則第4条第1項に規定する期日は、当該補助対象事業を行おうとする日前10日とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該補助対象事業の参加名簿
- (2) 当該補助対象事業の大会要項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じ、いわき市スポーツ推進審議会（いわき市スポーツ推進審議会条例（昭和52年いわき市条例第12号）第1条に規定するいわき市スポーツ推進審議会をいう。）の意見を参酌するものとする。
(事業計画の軽微な変更)

第7条 規則第7条第1項の市長の定める軽微な変更は、事業計画の目的達成に支障のない変更であり、かつ、変更することによってより効果的になるものとする。
(実績報告の添付書類等)

第8条 規則第12条第2号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該補助対象事業の結果
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第 1（第 4 条関係）

区分	補助対象経費
地元開催競技大会事業	事業に係る審判謝金、旅費、食糧費、賞品代、人件費その他必要と認められる経費
少年スポーツ普及育成事業	事業に係る謝金、食糧費、賞品代、消耗品費その他必要と認められる経費
生涯スポーツ普及推進事業	事業に係る謝金、旅費、食糧費、消耗品費その他必要と認められる経費
指導者養成事業	派遣研修会に係る自己負担経費

別表第 2（第 4 条関係）

事業名	区分	補助率	補助限度額
地元開催競技大会事業	国際大会開催	3 分の 1 以内	300,000円
	全国大会開催		250,000円
	東北大会開催		150,000円
	その他の大会開催		150,000円
少年スポーツ普及育成事業	少年スポーツ普及事業	2 分の 1 以内	100,000円
	スポーツ少年団育成事業		
生涯スポーツ普及推進事業	健康増進事業	2 分の 1 以内	50,000円
	全国スポーツ・レクリエーション祭出場	定額（1 人当たり）	5,000円
指導者養成事業	指導者研修会	3 分の 1 以内	50,000円
	有名選手招待実技講習会		100,000円
	派遣研修会	2 分の 1 以内	国外派遣にあつては100,000円、国内派遣にあつては50,000円